

光本議員 1001

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 平成28年9月の定例会で議案第115号が可決されたが、余剰地の活用方法案が可決されたわけではないという理解でよいか。また、余剰地の活用方法案はいつ・どこで・誰が決定するのか。

答弁要旨

議案第115号において可決された宮ノ北住宅建替事業の契約の内容としましては、市営宮ノ北住宅の建替え、道路・公園等の関連する公共施設の整備及び入居者移転支援業務であり、余剰地の活用は含んでおりませんので、余剰地の活用方法案が可決されたということではありません。

しかしながら、事業者を決定するために実施した、総合評価一般競争入札では、市が入札説明書に余剰地の活用予定を示したうえで、入札参加者から事業提案書が提出され、PFI事業者選定委員会で審議し、落札者を決定しておりますので、市いたしましては、事業提案書に沿った形で余剰地を活用していくこととしております。

以 上

(医務監答弁)

光本議員 1002

作成部局 健康福祉局 No. 1

質問要旨

本市でも子宮頸がん検診による HPV(ヒトパピローマウイルス)併用検診を実施するべきだと思うが、実施するにあたりハードルとなるものは何か。

答弁要旨

国は、がん検診の実施によりがんの死亡者が減少することが科学的に証明された検診の実施を推奨しており、本市においても国の指針に基づき、細胞診検査での子宮頸がん検診を実施しております。

平成21年度の国「がん検診の評価とあり方に関する研究班」の報告によれば、HPV併用検診導入による子宮頸がん死亡率の減少効果の有無を判断する証拠は不十分であるという結果でした。

このため、HPV併用検診に関する研究が国の研究班により行われており、本市における同検査の実施につきましては、その結果を注視してまいります。

以上

質問要旨

高齢者による自動車での交通事故対策として、どのような対策や兵庫県警との連携がなされてきたのか。

答弁要旨

先日も、ご答弁申し上げましたとおり、本市では、高齢者の交通事故防止対策として、自動車に限らず、歩行時、自転車利用時など、様々な場面での事故の危険性や交通安全のポイントなどの啓発を目的に、高齢者向けの交通安全教室を毎年十回以上実施しています。

また、市、警察が啓発するだけではなく、同じ高齢者の視点に立って、自らが参画して取り組むことが効果的であるという考え方のもと、尼崎市老人クラブ連合会会長から推薦いただいた約80名の高齢者を、高齢者交通安全指導員として委嘱し、様々な啓発活動に参加いただいているところでございます。

これらの事業の実施に関しては、市が単独で行うのではなく、尼崎市内の三警察署や兵庫県交通安全室等と合同で行っており、日ごろから緊密な連携体制を構築しております。

(次ページへ続く)

さらに、今年度から、関係機関との連携を強化し、効果的な交通安全運動の実施を目的に、市生活安全課と市内3警察署の交通課、交通安全協会、そして兵庫県阪神南県民センターで構成する交通安全運動推進会議を設置したところです。

この推進会議は、月に一回程度の頻度で開催し、直近の交通死亡事故や高齢者の事故などの情報共有や、発生状況の分析などを行い、交通事故防止に向けたより効果的な事業の実施に関する協議を行っています。

今後も、交通安全対策事業の実施に関しては、警察等の関係団体との連携を密にし、協議を重ね、より効果的な高齢者の交通事故防止に取り組んでまいります。

以上

質問要旨 「市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画」を平成24年12月に策定していたのに、むこっこ北保育園への説明が昨年12月17日になつたのはなぜか。また、周辺住民・事業者への説明や意見聴取の手順は適切だと評価しているのか。

答弁要旨

平成24年12月に策定した「市営時友・西昆陽・宮ノ北住宅建替基本計画」は、3住宅の建設予定年度や整備戸数などを明らかにし、それらを入居者の方々に説明して、建替えについての理解を求めることや、市営住宅の募集停止を行い、建替えに備えることなど、対象住宅の建替えを計画的かつ円滑に進めるために策定したものでございます。

したがいまして、市営住宅入居者には、特に建替え時期をお示しする必要があることから、この段階で説明を行いましたが、土地利用については、更なる詳細な建替住宅の検討や、埋蔵文化財調査などの必要な調査を行う必要があり、変更となる可能性がありましたので、周辺住民の方への説明は行っておりません。

(次ページへ続く)

その後、宮ノ北住宅につきましては、埋蔵文化財試掘調査の結果などを受けまして、土地利用の見直しを行い、都市計画公園の変更や余剰地の具体的な活用案を作成し、平成27年9月に建設企業委員協議会に報告し、同年10月に建替事業の実施方針を公表しております。

ほぼ時を同じくして、宮の北公園の都市計画変更の手続きとして、12月に都市計画変更の素案の縦覧を行うとともに、互いに関連がある建替事業と宮の北公園の変更案について、周辺住民の方を対象とした説明会を同月9日、12日に開催しております。

宮ノ北住宅の周辺住民・事業者への説明や意見聴取の取り組みとしては、以上のような手順で行っており、特に問題はなかったものと認識しております。

なお、むこっこ北保育園に対しては、12月初旬に説明を行いたい旨を打診したところ、園の方から12月17日に来てほしいとの回答をいただきましたので、その日に訪問し、説明させていただいたものでございます。

以 上

光本議員 2002

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 今年の1月18日・24日に宮ノ北地区での説明会で「余剰地は民間に売却しない」という説明があつたのか。また、説明会以降に内容に変更が生じているならば、改めて説明会を行うなど丁寧に進めているのか。

答弁要旨

1月18日及び24日に開催した宮ノ北住宅の建替事業に関する計画説明会において、余剰地を民間に売却しないといった説明は一切行っておりません。

また、説明会以降に変更した内容としましては、説明会資料でお示ししております土地利用を、PFI事業者の提案内容に基づき一部変更しておりますが、この変更内容につきましては、すでに市営住宅入居者やむこっこ北保育園に説明しており、ホームページにも掲載しております。

以上

光本議員 2003

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 宮の北公園についての都市計画審議会の結果の回

答や説明がなく、また、審議会での資料の説明がないなど、保育園に対して丁寧さに欠ける進め方だと感じるが、どう考えているのか。

答弁要旨

都市計画決定の手続きにつきましては、素案の作成に伴い、説明会を開催し、広く意見を募集することとなっており、それらを踏まえ、案の縦覧を行い、それについて意見書を提出できることが定められています。提出された意見については、都市計画審議会にお示しし、それを踏まえて審議していただき、意見書に対する市の考え方や都市計画審議会の議事録は、ホームページに公表しております。

提出された意見の取り扱いにつきましては、本市の市民意見公募手続きと同様に、意見を提出された一人一人に対して、審議会の結果についての回答や説明は行っておりません。

また、都市計画審議会においては、宮の北公園の配置について、「保育園から要望のあった案を含め、複数案の比較検討を行い、説明してほしい」との意見をいただいたことから、「宮の北公園配置案の比較検討資料」を作成し、ご説明いたしました。

(次ページへ続く)

No. 2

むこっこ北保育園に対しては、平成28年3月23日に、保育園から要望のあった案の評価や課題等を説明しております。

保育園に対するこれまでの対応としましては、平成27年12月を皮切りに、周辺住民の方を対象に、建替事業や都市計画の変更の説明会を併せて4回行っております。それとは別に、個別に保育園に4回訪問し、保育園からも市に4回訪ねて来られ、ご意見等を頂戴し、また、市の考え方をご説明するなど、数多く協議を重ねてきております。

以 上

光本議員 2004

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 戸建て住宅販売業者と購入者が、重要事項説明を了承したうえで、契約を締結したかどうかを市はどのように確認するのか。また、重要事項説明は購入者と保育園との間でトラブルが起こらない担保となるのか。

答弁要旨

戸建て住宅販売業者と住宅購入者が重要事項説明を了承したうえで、契約を締結したかの確認につきましては、市が、余剰地を事業者に売却する際の条件として、事業者と住宅購入者との契約後、捺印された重要事項説明書の写しを事業者に提出させることにより、確認する予定しております。

また、重要事項説明書への記載や防音性能を一定確保した住宅を建設することが、住宅購入者と保育園との間でトラブルを起こさない担保にはなりませんが、近隣に保育園があることを十分認識した上で購入されることから、トラブルの予防に一定の効果はあるものと考えております。

以 上

光本議員 2005

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 現在の市の案では、様々な課題のある余剰地に戸建て住宅が計画されているが、課題のない余剰地で戸建て住宅を計画した際に、売却価格がどれだけ変わるか試算しているのか。

答弁要旨

宮ノ北住宅の土地利用につきましては、埋蔵文化財包蔵地における土地利用の制約などを考慮したうえで、市営住宅の配置や余剰地の活用について検討を行っておりまます。

埋蔵文化財包蔵地に高い建物を建てるに、深い基礎が必要となることから、文化財保護法に基づく調査が必要となり、事業上支障となります。そのため、埋蔵文化財包蔵地内は、公園や戸建て住宅地として活用することとしたものでございます。

こうしたことから、埋蔵文化財包蔵地内において、公園や戸建て住宅地の配置を変更した場合の道路面積や売却面積の増減に伴う事業費の試算は行っておりますが、議員ご指摘のような、売却価格がどれだけ変わるのかといったことについては、試算しておりません。

以上

光本議員 2006

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 既存の市営住宅を解体する際に掘削作業は行なわないのか。また、宮ノ北遺跡は本市ホームページにおいて、団地造成のため消滅と明記されているにも関わらず、そのエリアが指定され、掘削の際には調査が必要となるのか。

答弁要旨

宮ノ北住宅の埋蔵文化財包蔵地内において、地表面より60cmを超える掘削を行う場合は、発掘調査等が必要となる場合がありますので、教育委員会と協議の上、実施することとなります。既存の市営住宅の解体撤去の際に行う掘削は、要求水準書において地表面から50cmまでとしておりますので、基本的には発掘調査等は必要ないものと考えております。

既存の市営住宅を建設したときに掘削された部分については、既に消滅していると思われますが、その他の部分に関しましては、残存している可能性があるため、教育委員会と協議のうえ、必要に応じて調査を行うこととなっております。

以 上

光本議員 2007

作成部局 都市整備局

No. 1

質問要旨 むこっこ北保育園も6m幅の道路に加えて、歩道が整備されることを望んでいるが、整備にあたっては、何が問題で、何が障壁となっているのか。

答弁要旨

むこっこ北保育園には、現在、道路がなく、団地内通路を通りてアクセスされております。

宮ノ北住宅建替事業の中で、保育園に至る道路を整備しますが、通過交通もなく、また、戸建て住宅になることから、住宅戸数も駐車台数も減ります。こうしたことから、交通量は減少しますので、歩道の必要性はないものと考えております。

また、歩道を整備した場合、道路の整備費が増加するだけでなく、埋蔵文化財の調査面積が増えることから、発掘調査費が増大するとともに、余剰地の売却面積が減ることとなり、売却益が低下します。

このように、必要性と費用負担の面から、新たに歩道を設ける必要はないものと考えておりますが、現在、市が保育園に貸与している敷地の北側にある幅員2mの歩道状の空地については、残すこととしております。

以 上